

耐震診断が義務付けられている建築物の耐震診断結果の公表について

1 概要

- ・「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」に基づき、耐震診断が義務付けられている下記の建築物の所有者から、耐震診断の結果が区に報告された。
- ・その報告を受け、同法の規定により、診断結果を7月下旬を目途に公表する。

※ 東京都所管（延床面積 10,000 m²を超える建築物）については、平成 30 年 3 月 29 日に公表済である。

2 対象建築物

対象建築物	対象棟数
① 特定緊急輸送道路沿道建築物 特定緊急輸送道路*に接する一定高さ以上の旧耐震基準の建築物	約100棟
② 要緊急安全確認大規模建築物 不特定多数の方や避難上特に配慮を要する方が利用する大規模な旧耐震基準の建築物など（例：学校、病院など）	約70棟

※ 特定緊急輸送道路（6路線）

17号（中山道・大宮バイパス）、254号（川越街道）、環状七号線、高速5号池袋線、中央環状線、練馬川口線

3 公表予定事項

- ・耐震診断結果の公表事項は、建築物の名称、建築物の位置（所在地）、耐震指標（Is値など）とし、改修工事や建替えなどが予定されている場合は、その旨も併せて公表する。

4 建物所有者への事前説明

- ・現在、文書にて所有者へ公表内容の確認等を、個別に行っている。

5 問合せ

都市整備部建築指導課構造グループ TEL 3579-2579